

第 2 3 回山形地方裁判所委員会議事概要

第 1 日時

平成 2 6 年 9 月 5 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

第 2 場所

山形地方裁判所第 1 会議室

第 3 出席者

（委員） 岩城愼二，小野智子，川上明人，コーエンズ久美子，今田裕幸，
佐藤祐嘉，嶋原文雄（委員長），相馬周一郎，高田美紗子，永
澤孝，布施信男，矢野秀弥，山中一弘（五十音順，敬称略）

（説明者） 林欣寛裁判官

（列席職員） 長沼忠雄事務局長，金澤学事務局次長，清野武首席書記官，澤
田哲也訟廷管理官

（庶務） 岩田実総務課長，上村健吾総務課課長補佐，小財啓太庶務係長

第 4 議事

1 開会

2 新任委員等の紹介（布施信男，今田裕幸）

3 議題 「裁判員裁判の現状と課題について」

(1) 基調説明等

ア 裁判員裁判に関する施設の見学

イ 林欣寛裁判官による基調説明

(2) 意見交換

基調説明等を踏まえて，委員による意見交換が行われた。

<主な意見>

（◎委員長，○委員，■説明者）

○ 裁判員経験者は 5 回までカウンセリングを受けられるということだが，
カウンセリングはどこで受けられるのか。

- カウンセリングについては専門業者に委託しており、面接によるカウンセリングは、委託業者の提携先であるメンタルクリニック等で受けってもらうことになる。
- カウンセリングを山形県内で受けられない場合もあるのか。
- 基本的には、住居から近いところを紹介しているはずである。
- これまで45人の被告人について裁判員裁判が行われたということだが、自分は無罪だと主張している事案でも、裁判員裁判は行われているのか。
- 行われている。そのような否認事件の審理では、検察官が、例えば、目撃者やDNA鑑定などの証拠を出して、被告人が犯人であることを裁判官や裁判員に説明していくことになる。評議室では、裁判官と裁判員が、検察官が出した証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪かを議論することになる。
- ◎ 否認事件にはいくつかパターンがある。自分はそもそも犯人ではないと争う場合と、殺人などで刺しはしたけれど殺意はなかったという争う場合、そして責任能力を争う場合である。これに対して、自白事件は、事実関係をすべて認めていて量刑だけが問題になる事件である。否認事件は、割合的には多くないと思われるが、証拠調べに時間を要し、審理期間が延びる傾向にある。
- 本年4月以降に行われた3件の裁判員裁判は、いずれも被告人が事実関係を認めている事件であった。
- 検察官がイラストを提出したという説明があったが、イラストは誰が作成するのか。また、イラストのタッチはどのようなものなのか。
- 私が見たイラストは、被害者の遺体を見た医者が描いたものだと思う。イラスト自体は、いわゆる劇画調のものではなく、簡単な人体図が描かれていて、赤の線で傷の部分が示してあった。

- そのイラストは、どこに刺し傷があったかが問題になっていて提出されたものなのか。
- 私が経験した事件は、被告人が、攻撃したことは認めているものの、自分はそれほど危険なところは狙っておらず、たまたま当たり所が悪かったから亡くなったなどと主張していて、被告人の話だけでは当時の状況がはっきり分からない事案だった。そこで、法医学の専門家を証人として呼んだところ、証人は、イラストを示しながら、頭などに傷が多く、危険な個所を狙って攻撃をしたと思われるという意見を述べた。
- 裁判員と補充裁判員との違いはどのような点にあるのか。
- 補充裁判員にも、基本的には審理の始めから終わりまで立ち会ってもらい、法廷で証拠を見たり、証言を聞いたりしてもらうことになる。また、評議の場でも、裁判長から意見を求められることがある。ただし、評決に加わることはできない。補充裁判員には、例えば、裁判員が急に体調を崩して、裁判員を続けられないという事態が生じた場合に、裁判員となって活動してもらうことになる。
- 山形県内では、裁判員候補者名簿に1万2000人が登載されたということだが、同じ人が複数回名簿に載ることもあるのか。
- 正確には分からないが、多少はあるかもしれない。ただ、あったとしてもほんのわずかだと思われる。
- 裁判員候補者名簿に載ったことを本人は知っているのか。
- 毎年11月下旬から12月上旬に裁判所からお知らせする。
- 裁判員に選ばれる確率はどのくらいなのか。
- 全国の全有権者の8700人に一人程度、約0.01パーセントである。
- 裁判員裁判の対象となる事件はどのように選ばれるのか。

- 対象となる事件は法律で決まっている。件数として多いのは、殺人、現住建造物等放火、強盗致傷、傷害致死などである。
- 裁判員裁判と裁判官だけの裁判とでは、結論に大きな違いはあるのか。
- 大きく変わったということはないが、性犯罪については、裁判官裁判より裁判員裁判の方がやや刑が重くなる傾向にあるのではないかとされている。他方、被告人の事情を汲んで保護観察付執行猶予にすることもある。量刑傾向が大きく変わったということはないが、多少選択の幅が広がったような印象は受ける。
- 評議において話し合った結果、有罪・無罪、あるいは量刑について最終的に9人の意見が分かれた場合、裁判官の意見の重みと裁判員の意見の重みに違いはあるのか。
- 評決においては、裁判官も裁判員も平等な一票を持っている。ただし、被告人に不利な判断をするときは、少なくとも一人の裁判官の意見が含まれている必要がある。
- 最終的に多数決により結論を出した場合、裁判員としてはやり切れない気持ちもあると思うが、この点についてどのように考えているか。
- 有罪か無罪かは非常に重要なことなので、最後まできちんと議論を尽くすことが何より重要だと考えている。最終的な意見が分かれ、評決により有罪となった場合、無罪と考えた裁判員は心の整理をつけるのが難しいと思う。裁判所としては、裁判員の方の気持ちにも十分配慮しながら、量刑について議論を進めていかなければならないと考えている。
- 裁判員経験者との意見交換会の議事録に、「最初は心配だったが、良い経験になった」、「また裁判員をしてもよいと思った」というような裁判員経験者の感想が記載されていたが、このような山形における裁判員経験者の生の声をもっと県民にアピールすれば、裁判員制度が

さらに身近なものになると思う。

- 山形市では、年に数回、公共施設等の見学ツアーがあるが、そのツアーの中に裁判所を入れてもらえれば良いアピールになると思う。
- アンケート結果などを見ていると、裁判員の不安は、裁判官や検察官らが行っている様々な準備や工夫を知らないことによるものも大きいように思う。裁判所が工夫している点などをもっと積極的に広報すれば、改善される部分もあると思う。
- 先ほどの説明において、守秘義務の対象になるものとそうでないものを裁判員に具体的に説明しているとの話があったが、裁判員経験者が地域で生活していく中で、守秘義務は大きなストレスになると思うので、話しても良い部分とそうでない部分を具体的に説明してもらえると安心すると思う。

4 次回の議題

「裁判所における男女共同参画について」

5 次回開催期日

平成27年2月13日（金）午後1時30分

なお、次回委員会を家庭裁判所委員会と合同開催することについて、出席委員の了承を得た。